

愛知県産業廃棄物税検討会議報告書

～産業廃棄物税の導入後の状況及び今後のあり方について～

平成 27 年 9 月 1 日

はじめに

愛知県では、産業廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用の促進、最終処分場の設置促進、その他適正な処理の推進を図り、循環型社会の実現に資することを目的として、平成17年に「愛知県産業廃棄物税条例」（平成17年愛知県条例第7号。以下「条例」という。）を制定し、平成18年4月から施行している。

この条例では、施行後5年を目途に産業廃棄物税の今後のあり方や有効な使途について検討することとなっており、「愛知県産業廃棄物税検討会議」（以下「検討会議」という。）において、平成21年11月から22年8月にかけて、税導入の効果、使途、納税義務者の意識等を総合的に検討した結果、その枠組みを変えることなく、引き続き、施行していくことが適当であると報告した。

この報告を踏まえて、愛知県では平成22年12月に条例を改正し、条例制定時と同様に、改正条例施行後5年を目途として、条例の施行状況を勘案し、条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、必要な措置を講ずることとしている。

このため、平成22年の改正条例の施行から5年後となる平成28年度に向けて、前回同様、検討会議において、産業廃棄物税の今後のあり方について検討した。

— 目 次 —

1	産業廃棄物税制度	
(1)	導入の経緯	1
(2)	産業廃棄物税制度の概要	1
(3)	課税の仕組み	2
2	産業廃棄物税の税収等の状況並びに税収の使途	
(1)	税収等の状況	3
(2)	税収の使途	4
ア	3Rの促進に向けた取組	5
イ	最終処分場の設置促進に向けた取組	7
ウ	適正処理の推進に向けた取組	8
3	現状分析	
(1)	産業廃棄物税導入後の状況	10
ア	産業廃棄物の発生量等の状況	10
イ	産業廃棄物の最終処分量と残存容量等の状況	11
(2)	産業廃棄物税制度導入効果の検証	12
ア	経済指標との比較	12
イ	産業廃棄物税制度未導入都県との比較	14
(3)	産業廃棄物税に関するアンケート調査結果	16
ア	産業廃棄物税制度の周知度	17
イ	産業廃棄物税の負担に関する取扱	18
ウ	産業廃棄物の処理状況	19
エ	産業廃棄物税制度の効果	20
オ	産業廃棄物税の税率	21
カ	産業廃棄物税の課税方法	22
キ	産業廃棄物税の活用施策	23
ク	産業廃棄物税制度の方向性	24
ケ	その他	25
4	今後のあり方についての検討	26
5	取りまとめ	
(1)	産業廃棄物税制度の今後のあり方	29
(2)	今後の取組	30

1 産業廃棄物税制度

(1) 導入の経緯

平成 12 年 4 月に地方分権一括法が施行され、地方公共団体の課税自主権の尊重という観点から、新たに法定外目的税の制度が創設された。

愛知県では、製造品出荷額等が日本一という製造業を主とした活発な産業活動や都市基盤の整備に伴い、産業廃棄物が大量に発生している一方で、最終処分場の新規設置が進まないことから、県内の最終処分場の残存容量が逼迫している状況にあった。

このため、排出事業者による産業廃棄物の発生抑制と資源化への取組を推進することで最終処分量を減らすとともに、廃棄物を適正処理するための受け皿となる公共関与の最終処分場の整備、不法投棄や不適正処理の撲滅等への取組が喫緊の課題とされていた。

こうしたことから、課税自主権の拡大を活用することで、税制面から愛知県の産業廃棄物に関する課題を解決するために、平成 17 年に条例を制定した。

また、平成 18 年には、法定外目的税の税収として、その使途の透明性を確保するとともに、複数年度にわたる計画的・効果的な施策を実施するため、産業廃棄物適正処理基金条例（平成 18 年愛知県条例第 2 号。以下「基金条例」という。）を制定している。

(2) 産業廃棄物税制度の概要

平成 18 年 4 月に条例及び基金条例を施行し、産業廃棄物税制度の運用を開始した。

産業廃棄物税は、産業廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用（3R（リデュース・リユース・リサイクル））の促進、産業廃棄物の最終処分場の設置促進、その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため、課税することとしている。

また、産業廃棄物税の税収から徴税費（7%）を除いた額は、「産業廃棄物適正処理基金」（以下「基金」という。）に積み立てを行い、各種施策のための事業に充当することとしている。

(3) 課税の仕組み

産業廃棄物税における課税の仕組みは、図－1 に示すとおりである。

○ 納税義務者

愛知県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者

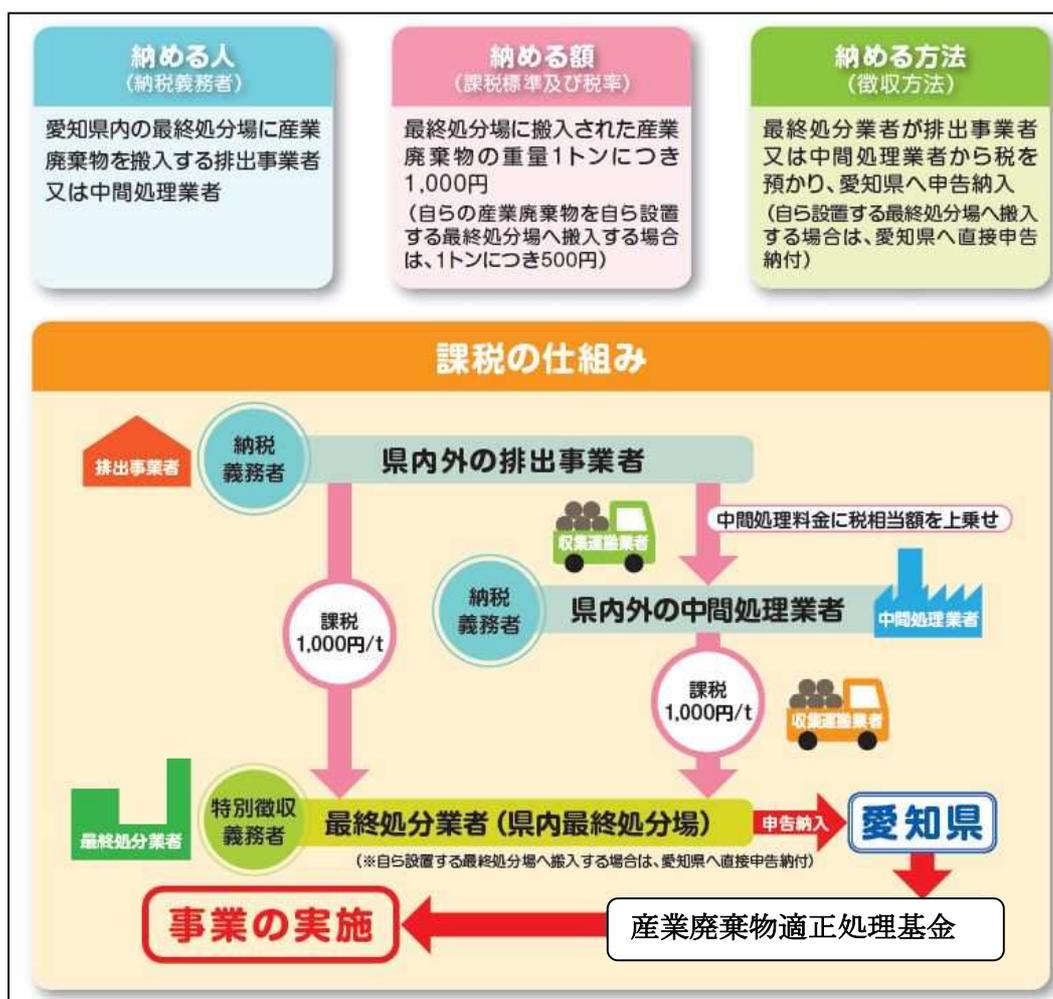
○ 課税標準及び税率

最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量1トンにつき1,000円
自ら設置する最終処分場へ搬入する場合は、1トンにつき500円

○ 徴収方式

最終処分業者（特別徴収義務者）が排出事業者又は中間処理業者から税を預かり、愛知県へ申告納入

自ら設置する最終処分場へ搬入する場合は、愛知県へ直接申告納付



図－1 課税の仕組み

(資料) 環境部作成

2 産業廃棄物税の税収等の状況並びに税収の使途

(1) 税収等の状況

産業廃棄物税制度が施行された平成 18 年度から 26 年度までにおける税収、税充当事業額及び基金の推移は、表－1 に示すとおりである。

産業廃棄物税の導入後における税収額の推移は、表－1 及び図－2 に示すとおりであり、平成 18 年度から 26 年度までの 9 年間で約 54 億 1,700 万円の税収がある。

税収の推移は、平成 22 年度以降、減少傾向にあったが、経済動向の影響により平成 26 年度は増加に転じており、平成 24 年度から 26 年度までの 3 年間は 6 億円弱で推移している。

税充当事業額は、平成 18 年度から 26 年度までの 9 年間で、3 R の促進に約 17 億 5,300 万円、最終処分場の設置促進に約 16 億 5,300 万円、適正処理の推進に約 8 億 2,200 万円の合計約 42 億 2,800 万円を充当している。

平成 26 年度末現在の繰越額は約 8 億 2,900 万円となっている。

表－1 税収、税充当事業額及び基金の推移

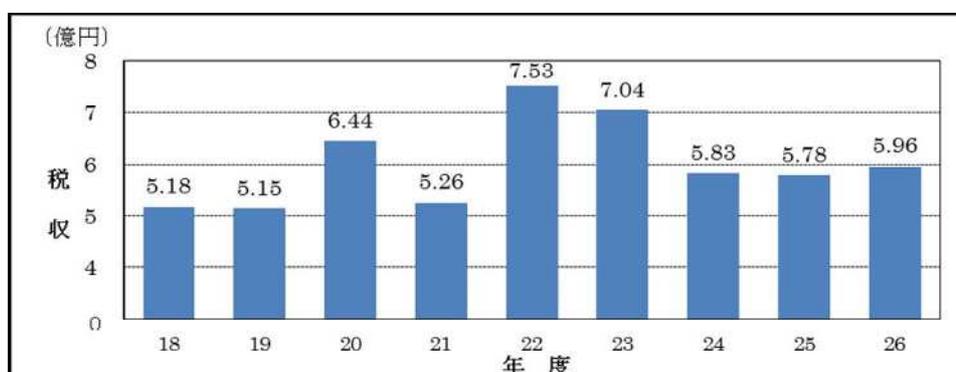
(単位：億円)

年 度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	計
税収	5.18	5.15	6.44	5.26	7.53	7.04	5.83	5.78	5.96	54.17
基金積立相当額※	4.82	4.81	6.04	4.96	7.02	6.56	5.43	5.38	5.55	50.57
税充当事業額	2.29	2.17	1.84	13.04	2.37	3.67	5.48	6.30	5.12	42.28
・ 3 R の促進	1.46	1.22	1.00	1.75	0.72	2.93	2.44	2.71	3.30	17.53
・ 最終処分場の設置促進	0.01	0.01	0.01	10.42	0.17	0.00	2.23	2.70	0.97	16.53
・ 適正処理の推進	0.82	0.94	0.83	0.87	1.47	0.74	0.81	0.89	0.85	8.22
繰越額	2.53	5.17	9.37	1.28	5.93	8.82	8.78	7.86	8.29	

注 1：※の「基金積立相当額」は、税収－徴税費（7%）＋基金運用利息である。

注 2：四捨五入の関係で計算が合わない場合がある。

(資料) 環境部調べ



図－2 税収額の推移

(資料) 環境部調べ

(2) 税収の使途

産業廃棄物税における税収の使途（平成 18 年度から 26 年度まで）は、図－3 に示すとおりであり、各種の事業に税収を充当している。



図－3 税収等の使途（平成 18 年度から 26 年度まで）

（資料）環境部作成

ア 3Rの促進に向けた取組

(平成18年度から26年度までの9年間：約17億5,300万円)

産業廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用の促進につながる先導的なリサイクル技術の研究開発への支援や、リサイクル設備等の導入支援等を実施している。

(ア) エコタウン推進事業費 (約2億9,000万円)

表-2に示すとおり、先導的で効果的なリサイクル施設等の設置や循環ビジネスの普及・振興により、環境と経済が好循環するモノづくり県の更なる発展を目的として、「愛知環境賞」の実施、産・学・行政の連携拠点となる「あいち資源循環推進センター」の運営、「エコタウン推進会議」の開催、「循環ビジネス創出会議」(「ビジネスセミナー」、「現地見学会」及び「ビジネス相談会」)の開催、Webサイト「資源循環情報システム」の運用、「愛知環境塾」による人材育成、「大型展示会」を活用した中小企業による環境ビジネスの情報発信への支援等を実施している。

表-2 エコタウン推進事業

年 度	18	19	20	21	22	23	24	25	26
愛知環境賞 (受賞者数/応募数)	12/51件	11/38件	13/38件	13/49件	13/41件	11/48件	13/40件	14/53件	14/46件
あいち資源循環 推進センター相談	154件	186件	190件	144件	104件	139件	111件	218件	315件
エコタウン 事業認定件数	5件	3件	3件	4件	0件	0件	2件	0件	0件
循環ビジネス 創出会議※	70回	78回	96回	43回	5回	5回	5回	5回	5回
資源循環情報 アクセス数	8,000件	6,010件	5,490件	7,000件	2,490件	2,511件	1,637件	2,965件	3,372件
愛知環境塾 修了者数	—	—	39名	25名	18名	20名	18名	20名	20名
大型展示会 出展数	—	—	—	—	—	—	32社	36社	42社

注：※の「循環ビジネス創出会議」は、平成22年度から開催方法を変更した。

(資料) 環境部調べ

(イ) あいちゼロエミッション・コミュニティ構想事業化推進費（約 1 億 1,000 万円）

廃棄物や未利用資源を地域内で循環利用する持続可能な社会づくりを進めるため、「あいちゼロエミッション・コミュニティ構想」を策定するとともに、その実現に向けた先導的な 9 つの事業モデル（①面的熱利用のネットワーク化、②都市・地域内の燃料循環利用、③都市マンション等におけるゼロエミッション、④使用済み小型家電の有効活用、⑤公共施設を活用した地域循環型モデル、⑥工場等排熱の有効利用、⑦木質バイオマスの有効利用、⑧食品廃棄物等のバイオマス多目的利用、⑨農業・畜産業のバイオマス利用ネットワーク）を提示し、地域の特性に合わせた事業化の促進を図っている。

(ウ) 循環型社会形成推進事業費補助金（約 12 億 5,600 万円）

表－3 に示すとおり、廃棄物のリデュース・リサイクルや資源の地域内循環を推進するため、先導的・効果的な循環ビジネスの事業化検討やリサイクル関係施設の施設整備に要する経費の一部を補助している。

また、平成 23 年度からは、排出抑制や地域ゼロエミッション関係施設等の施設整備に要する経費の一部にも補助している。

表－3 循環型社会形成推進事業費補助金

年 度	18	19	20	21	22	23	24	25	26
循環ビジネス事業化検討	7 件	8 件	7 件	11 件	4 件	9 件	11 件	7 件	6 件
リサイクル関係施設整備	3 件	2 件	2 件	3 件	2 件	3 件	4 件	6 件	1 件
排出抑制関係施設整備	—	—	—	—	—	4 件	0 件	6 件	4 件
地域ゼロエミッション関係施設等整備	—	—	—	—	—	3 件	2 件	0 件	1 件

（資料）環境部調べ

(エ) 家畜ふん尿資源化利用推進事業費（約 1,400 万円）

平成 25 年度から、中山間地域での良質たい肥生産実証及び利用促進、畜産排水からのリン回収及び肥料利用を支援している。

(オ) 干潟・浅場造成材適正実証費（約 1,800 万円）

平成 22 年度から 24 年度まで、陶器瓦製造時に排出される瓦破砕材のリサイクル品について、海城（干潟・浅場）利用の適性実験を支援した。

(カ) リサイクル資材管理システム構築業務等費 (約 5,600 万円)

表-4に示すとおり、率先利用が見込まれるリサイクル資材として認定した「あいくる材」について、愛知県が発注する公共工事で積極的な活用を図る制度に支援している。

表-4 リサイクル資材管理システム構築業務等

年 度	18	19	20	21	22	23	24	25	26
あいくる材認定件数 (単位:件)	508	478	477	489	491	476	469	464	464
あいくる材再生資源利用量 (単位:千トン)	445	436	454	523	395	373	426	454	447

(資料) 建設部調べ

イ 最終処分場の設置促進に向けた取組

(平成 18 年度から 26 年度までの 9 年間 : 約 16 億 5,300 万円)

最終処分場の地元周辺対策や最終処分場周辺の環境汚染防止対策として、補助等を実施している。

(ア) 広域最終処分場運営 (整備) 推進費 (約 500 万円)

広域最終処分場の整備を円滑に実施していくため、関係行政機関等が地元に関する諸問題を調整する協議会 (年 10 回程度) を設立して、事務費及び会議運営費を支援している。

(イ) 産業廃棄物処理施設モデル的整備事業費補助金 (約 3,300 万円)

平成 21 年度及び 22 年度に、衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場の高度排水処理施設整備事業に補助した。

(ウ) 武豊町地域交流施設 (仮称) 整備費補助金 (約 5 億 8,900 万円)

平成 24 年度から 27 年度まで、衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場の設置において、受入に伴う地元武豊町への地元対策として施設整備事業に補助している。

(エ) 臨港道路武豊美浜線の整備経費 (約 10 億 2,500 万円)

平成 21 年度に、衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場に接続する臨港道路武豊美浜線の整備費に補助した。

ウ 適正処理の推進に向けた取組

(平成 18 年度から 26 年度までの 9 年間：約 8 億 2,200 万円)

不適正の処理の監視や優良な産業廃棄物処理業者の育成等の事業や、政令市による適正処理推進事業に対する補助等を実施している。

(ア) 産業廃棄物適正処理対策事業費 (約 4 億 9,500 万円)

表－5 に示すとおり、産業廃棄物の不適正処理の未然防止及び迅速適正な対応を行うため、愛知県庁及び各県民事務所等に不法投棄等監視特別機動班を設置し、警察官OBを配置し、一層の監視・指導体制の強化に努めるとともに、平日夜間及び休日の監視体制の強化を図るため、監視業務の民間委託を支援している。

表－5 産業廃棄物適正処理対策事業

年 度	18	19	20	21	22	23	24	25	26
警察官OBの 配置	6名								
特別機動班 監視日数・件数	849日 2,184件	773日 2,203件	705日 1,969件	746日 2,151件	747日 2,195件	717日 2,084件	751日 2,206件	804日 2,544件	760日 2,286件
民間委託監視 回数・件数 (平日夜間・休日)	756回 6,212件	522回 4,189件	378回 3,016件	504回 4,207件	612回 4,965件	613回 5,519件	396回 3,589件	652回 6,556件	662回 6,999件

(資料) 環境部調べ

(イ) 産業廃棄物処理業者優良化推進事業費 (約 1,700 万円)

表－6 に示すとおり、産業廃棄物処理業者の優良化制度を積極的に取り入れ、事業者向けセミナーの開催や、Web サイトで処理業者の情報を提供するシステムの構築・運営等を支援している。

表－6 産業廃棄物処理業者優良化推進事業

年 度	18	19	20	21	22	23	24	25	26
優良化セミナー 参加者数	156名	110名	65名	64名	—	※ 2,679名	※ 640名	※ 893名	※ 199名
優良化適合 事業者数	6	13	16	5	5	51	27	46	27

注：「※」は、優良化セミナー以外の各種の事業者向け説明会を含む。

(資料) 環境部調べ

(ウ) 再生資源活用審査事業費（約 6,900 万円）

表－7に示すとおり、産業廃棄物や副産物から製造された再生品等が市場に流通する前に環境安全性を審査することで、再生資源の適正な活用や有効利用を促進し、不適正処理を防止する「再生資源活用審査制度」を平成20年度に創設した。この制度に基づく現地調査や再生品等の分析検査を支援している。

表－7 再生資源活用審査事業

年 度	20	21	22	23	24	25	26
現地調査件数	204件	253件	260件	200件	174件	168件	170件
行政検査件数	102件	103件	110件	110件	102件	92件	95件

(資料) 環境部調べ

(エ) 市町村産業廃棄物適正処理推進事業費補助金（2億1,600万円）

表－8に示すとおり、産業廃棄物の不法投棄・過剰保管等に対する監視・指導機能を強化するため、政令市（名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市の4市）が実施する不法投棄等監視パトロールや監視カメラの設置等の適正処理推進事業に補助（各市600万円／年）している。

表－8 適正処理推進事業

年 度	18	19	20	21	22	23	24	25	26
警察OBの配置	－	－	1市	1市	1市	1市	1市	2市	2市
休日・夜間監視パトロール	2市	3市							
監視カメラの設置	1市	1市	1市	1市	1市	2市	1市	1市	1市
航空写真解析	1市	1市	2市						
分析検査	1市	1市	1市	1市	2市	3市	3市	3市	2市
過剰保管等現場測量	－	－	－	－	－	－	1市	－	－
不法投棄情報管理システム	－	－	－	－	－	－	－	1市	1市

(資料) 環境部調べ

3 現状分析

(1) 産業廃棄物税導入後の状況

ア 産業廃棄物の発生量等の状況

産業廃棄物の発生量、排出量、再生利用量、再生利用率及び最終処分量の推移は、図-4に示すとおりである。

平成25年度の発生量は19,471千トン、排出量は14,881千トンで、産業廃棄物税制度が導入される前の17年度の発生量21,594千トン、排出量14,910千トンに比べ、発生量は9.8%減少し、排出量は0.2%減少している。

再生利用量は、平成17年度以降20年度まで増加し、一旦21年度に減少したものの、その後は再び増加傾向にある。

再生利用量を排出量で除した再生利用率は、増減を繰り返しながら全体としては増加傾向にある。

最終処分量は、年により変動はあるが全体としては減少傾向にある。

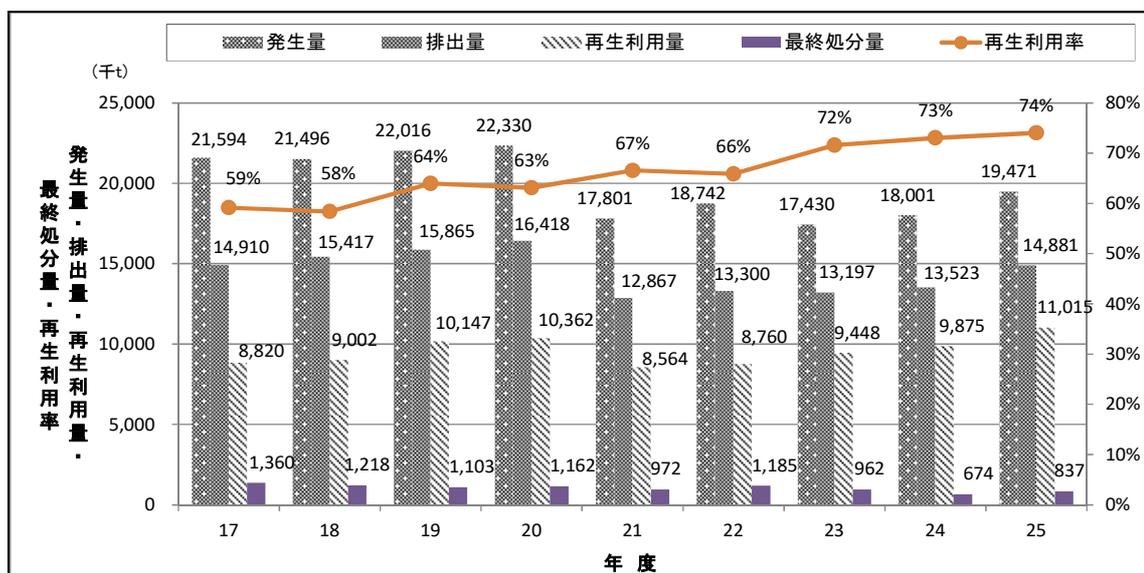


図-4 産業廃棄物の発生量、排出量、再生利用量、再生利用率及び最終処分量の推移

(資料) 環境部調べ

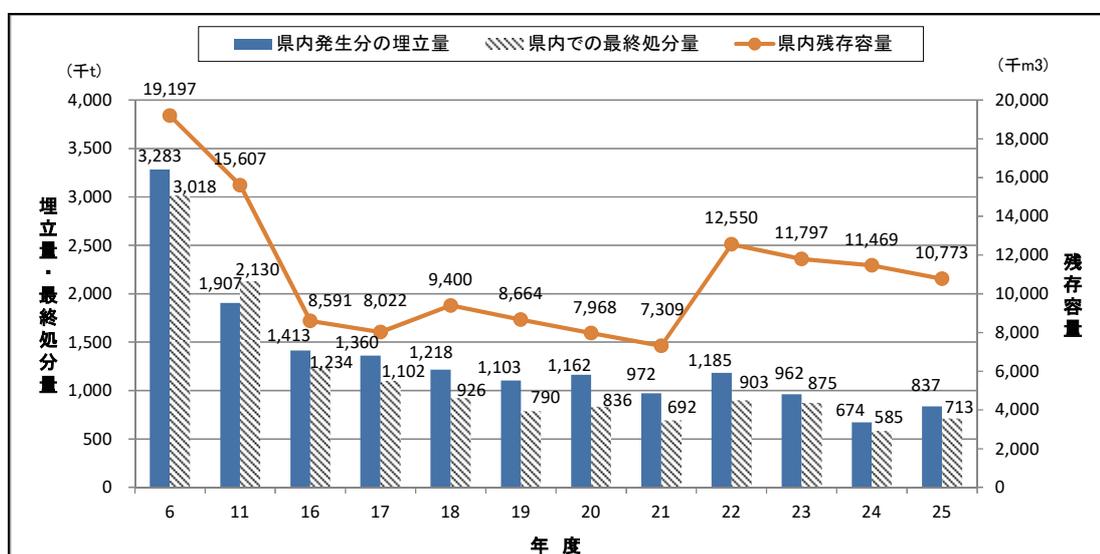
イ 産業廃棄物の最終処分量と残存容量等の状況

産業廃棄物の最終処分量と残存容量等の推移は、図－５に示すとおりである。

平成 25 年度末現在の産業廃棄物 最終処分場の残存容量は、10,772.6 千 m^3 であり、その内訳は、遮断型最終処分場が 4.7 千 m^3 、安定型最終処分場が 1,185.5 千 m^3 、管理型最終処分場が 9,582.4 千 m^3 である。

平成 17 年度末と比較すると、施設数では 24 施設減少したが、22 年度の衣浦港 3 号地最終処分場の供用開始に伴い、残存容量は増加している。

県内での最終処分量は平成 25 年度で 713 千トンであり、このままの埋立状況が続くとすると、25 年度末現在の最終処分場の残存容量 10,772.6 千 m^3 から、最終処分場の残余年数は約 15.1 年と試算される。



図－５ 産業廃棄物の最終処分量と残存容量等の推移

(資料) 環境部調べ

(2) 産業廃棄物税制度導入効果の検証

ア 経済指標との比較

愛知県の産業廃棄物税制度導入の効果を検証するため、愛知県における産業廃棄物の発生量等の推移について、経済指標（製造品出荷額等）の推移と比較検討を行った。

なお、比較に当たっては、産業廃棄物税制度が導入される前年度（平成17年度）を100とした指数により行った。

産業廃棄物の発生量及び排出量と製造品出荷額等の推移については図－6に、再生利用量、再生利用率及び最終処分量と製造品出荷額等の推移については図－7に示すとおりである。

なお、「製造品出荷額等」は、平成25年度刊愛知県統計年鑑の用語解説によれば、1年間における製造品出荷額，加工賃収入額，製造工程から出たくず・廃物の出荷額及びその他の収入額の合計であり，消費税等の内国消費税額を含んだ額をいう。

平成17年度を基準として経済指標の推移を見ると、製造品出荷額等は、19年度まで増加後、21年度まで減少し、その後は再び増加している。

産業廃棄物に関する指標のうち、発生量、排出量及び再生利用量は、いずれも平成20年度まで増加した後、21年度に一旦急激に減少し、その後緩やかに増加する傾向にあり、山、谷となる時期や増減幅に差はあるものの、経済指標と類似性が見られる。

また、発生量及び排出量の指標は、製造品出荷額等を下回り、再生利用量は製造品出荷額等を上回っている。

これに対し、最終処分量は、経済指標が回復基調にあっても減少しており、長期的に見ても緩やかな減少傾向にある。

以上のことから、発生量及び排出量については抑制方向、再生利用量については増加方向の要因が考えられ、最終処分量の推移については経済動向以外の要因により推移していると言える。これらの要因の一つとして産業廃棄物税制度の存在が挙げられる。



図-6 産業廃棄物の発生量及び排出量と製造品出荷額等の推移

(資料) 環境部調べ

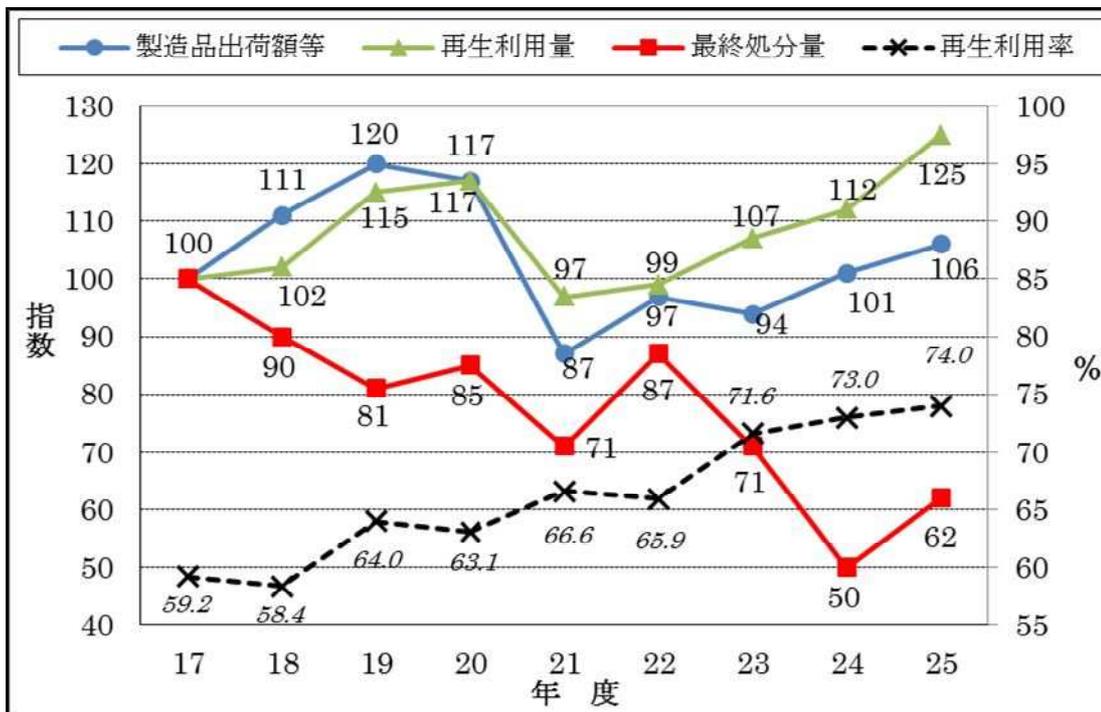


図-7 再生利用量、再生利用率及び最終処分量と製造品出荷額等の推移

(資料) 環境部調べ

イ 産業廃棄物税制度未導入都県との比較

愛知県の産業廃棄物税制度導入の効果を検証するため、未導入都県との比較検討を行った。

比較する未導入都県として、産業廃棄物の排出量が愛知県を上回り、周辺に同税制度を導入している県が無い千葉県、東京都及び神奈川県を選択した。なお、神奈川県については、平成17年度の調査結果が無いことから、18年度以降で比較した。

愛知県及び未導入都県における産業廃棄物の排出量の推移については、図-8に示すとおりであり、愛知県及び千葉県は、増加傾向から一旦減少したものの、その後は横ばいである。一方、東京都及び神奈川県は、ほぼ横ばいである。

再生利用率の推移については、図-9に示すとおりであり、愛知県及び神奈川県は、ともに増加傾向にあるが、愛知県の増加度合がより高い。一方、千葉県及び東京都は、ほぼ横ばいである。

最終処分量の推移については、図-10に示すとおりであり、全ての都県で年により変動はあるが、全体としては減少傾向にある。愛知県と比較すると、千葉県及び神奈川県は近年下げ止まりの傾向にあり、東京都も減少傾向にあるが度合がやや低い。

以上のことから、全ての都県の排出量が横ばいとなる中、愛知県の再生利用率の増加傾向や最終処分量の減少傾向が大きくなっている。これらの要因には、様々なものが考えられるが、要因の一つとして産業廃棄物税制度の存在が挙げられる。

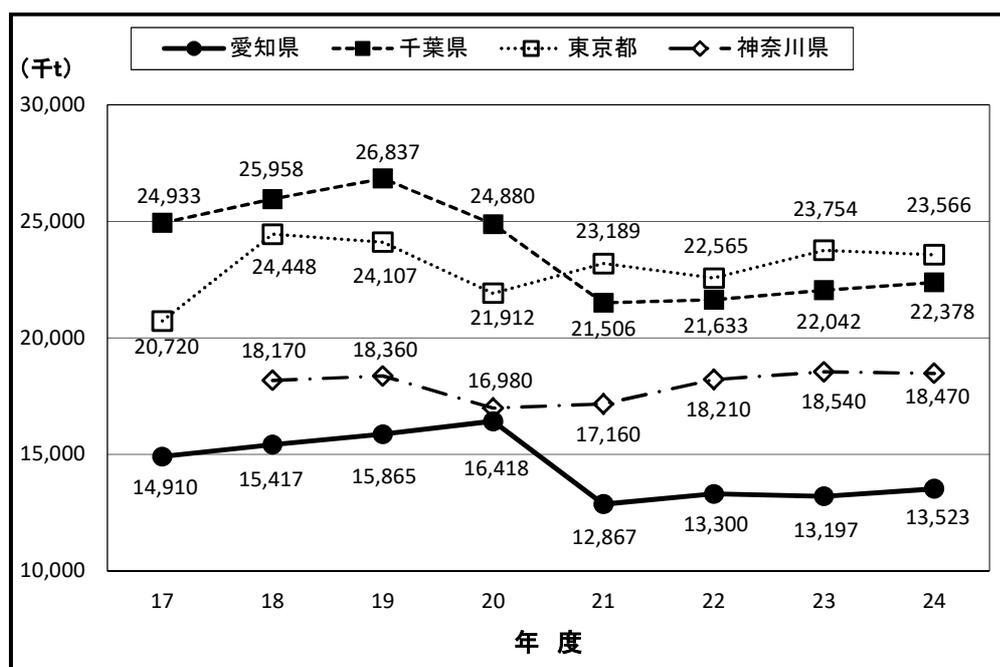
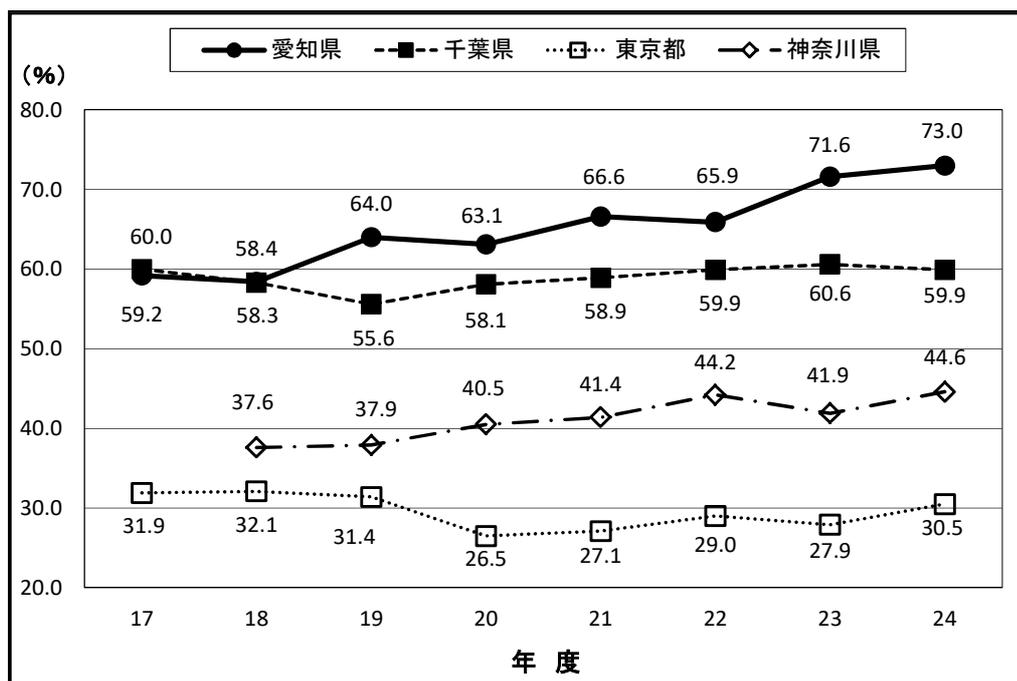


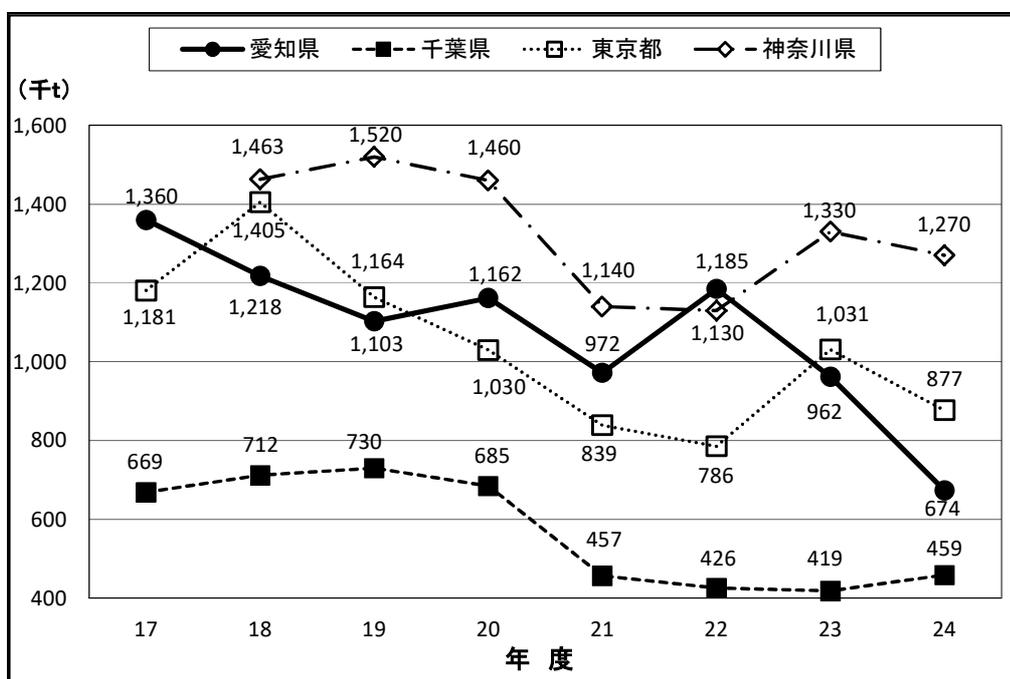
図-8 産業廃棄物の排出量の推移

(資料) 環境部調べ



図－9 産業廃棄物の再生利用率の推移

(資料) 環境部調べ



図－10 産業廃棄物の最終処分量の推移

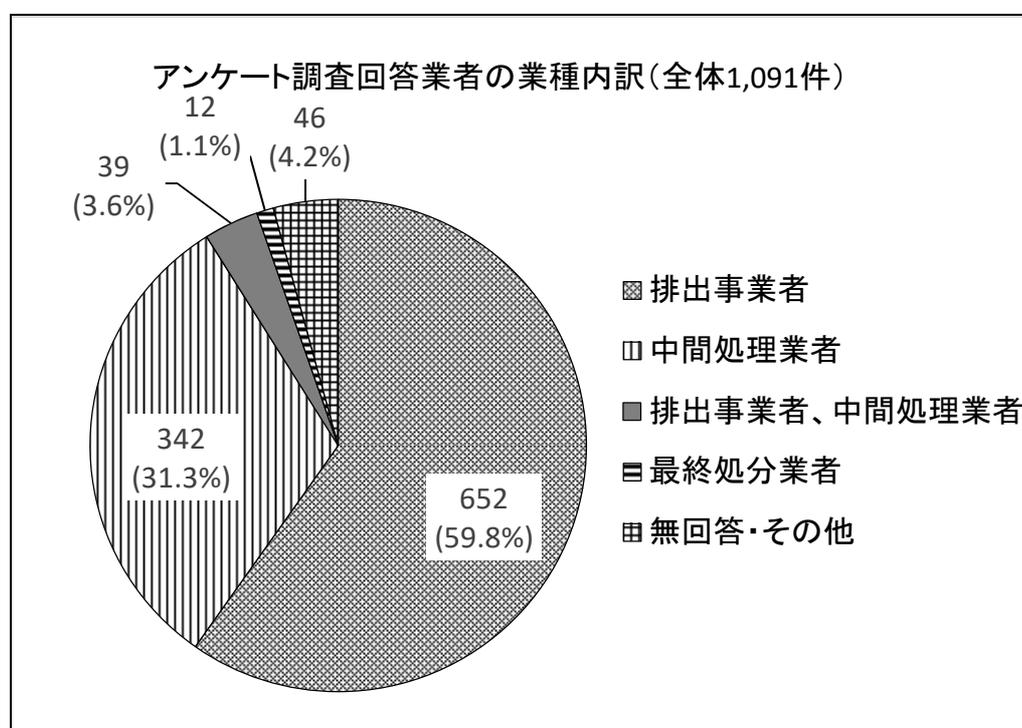
(資料) 環境部調べ

(3) 産業廃棄物税に関するアンケート調査結果

産業廃棄物税の見直しに当たっては、現行税制度の周知度や税の用途についての意向等を把握するため、納税義務者である排出事業者（年間1,000トン以上の多量排出事業者）、中間処理業者及び最終処分業者の計1,701件を対象にアンケート調査（平成27年2月調査）を実施した。

アンケート調査の回答状況は、図-11に示すとおりであり、1,091件の回答（回収率64.1%）を得た。アンケート回答業者の主な内訳は、排出事業者59.8%（652件）、中間処理業者31.3%（342件）、最終処分業者1.1%（12件）となっている。

なお、平成22年8月に取りまとめられた愛知県産業廃棄物税検討会議報告書のアンケート調査（平成22年1月調査。以下「前回調査」という。）においては、1,548件に発送し、928件の回答（回収率59.9%）があった。



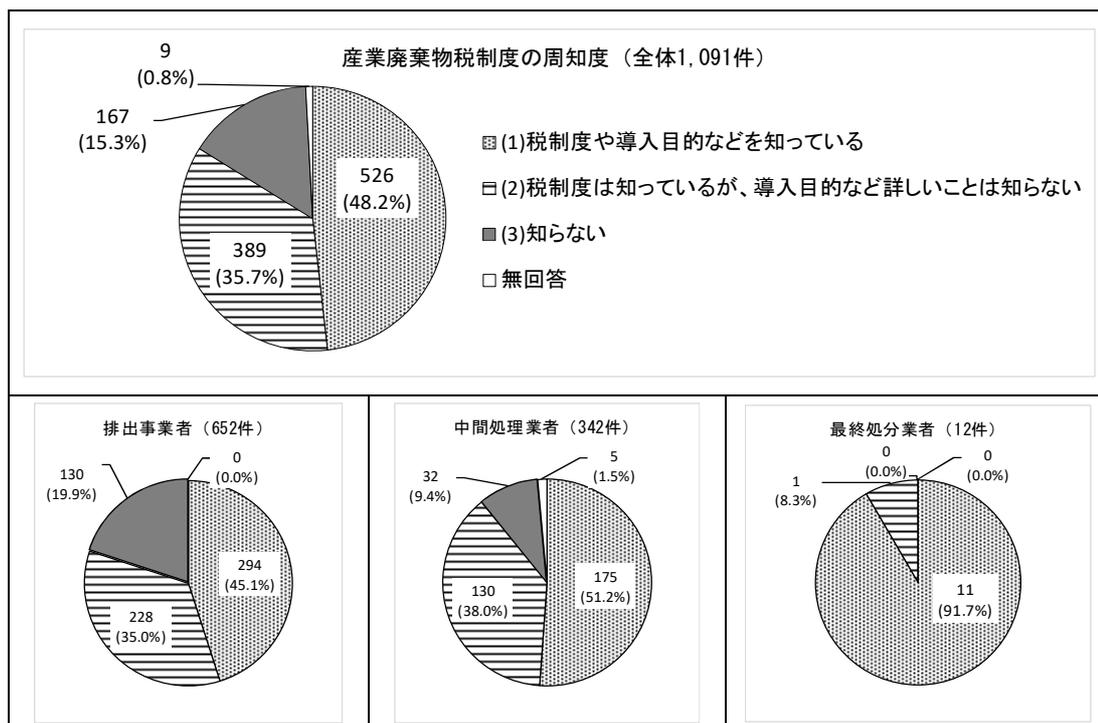
注：「産業廃棄物税に関するアンケート調査」（平成27年2月）結果

図-11 アンケート調査の回答状況

ア 産業廃棄物税制度の周知度

産業廃棄物税制度の周知度については、図－12に示すとおりであり、「税制度があることや導入目的等を知っている」、「税制度があることは知っているが、導入目的等の詳しいことは知らない」を合わせると83.9%（915件）が産業廃棄物税制度自体を知っていると回答した。

業種間の比較では、排出事業者における周知度がやや低い傾向にある。なお、前回調査においては、(1)52.2%、(2)38.4%、(3)7.1%であった。



注: 「産業廃棄物税に関するアンケート調査」(平成27年2月) 結果

図－12 産業廃棄物税制度の周知度

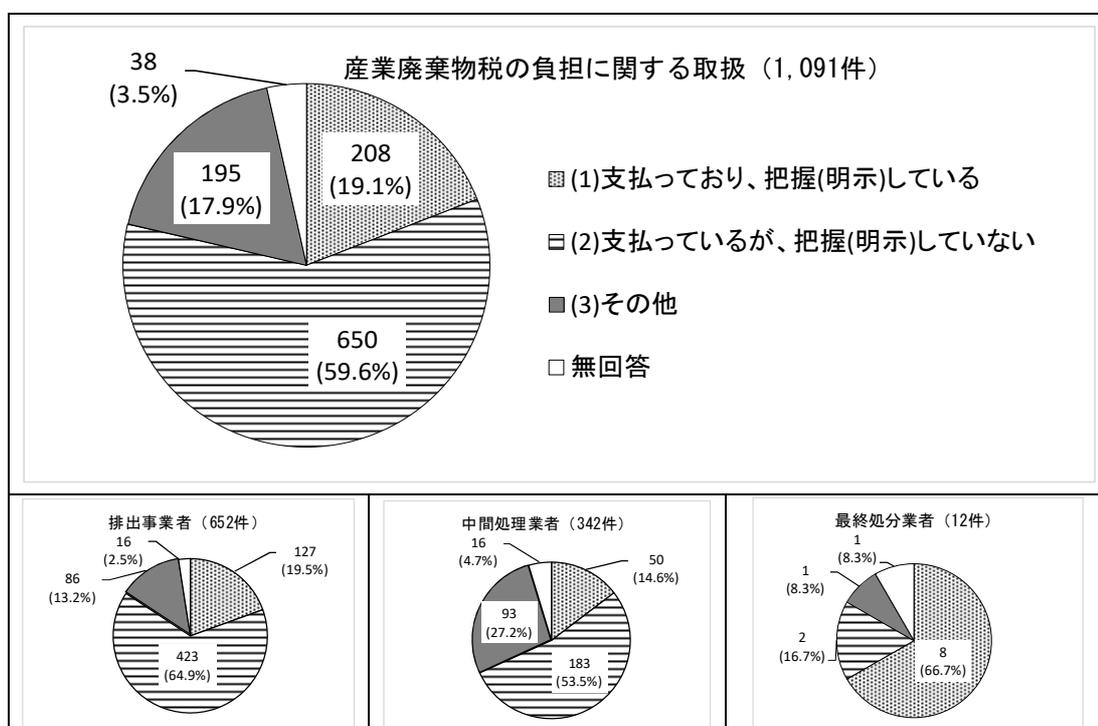
イ 産業廃棄物税の負担に関する取扱

産業廃棄物税の負担に関する取扱については、図-13に示すとおりであり、税相当分を把握（明示）している、していないを合わせて、産業廃棄物税を支払っていると回答したのは78.6%（858件）で、税相当分を把握（明示）しているのは全体の19.1%（208件）であった。

中間処理業者で「その他」の回答が多いのは、処理後の廃棄物を全量リサイクルしており、最終処分を委託していないケースが多かったためである。

その他の主な回答としては、「中間処分であるが100%リサイクルのため最終処分することが無いこと」、「処理料金に税相当分を含めて徴収していないこと」、「県外の最終処分場へ搬入しているため」等となっている。

なお、前回調査（排出事業者）においては、(1)23.2%、(2)55.7%、(3)19.1%であった。



注: 「産業廃棄物税に関するアンケート調査」(平成27年2月)結果

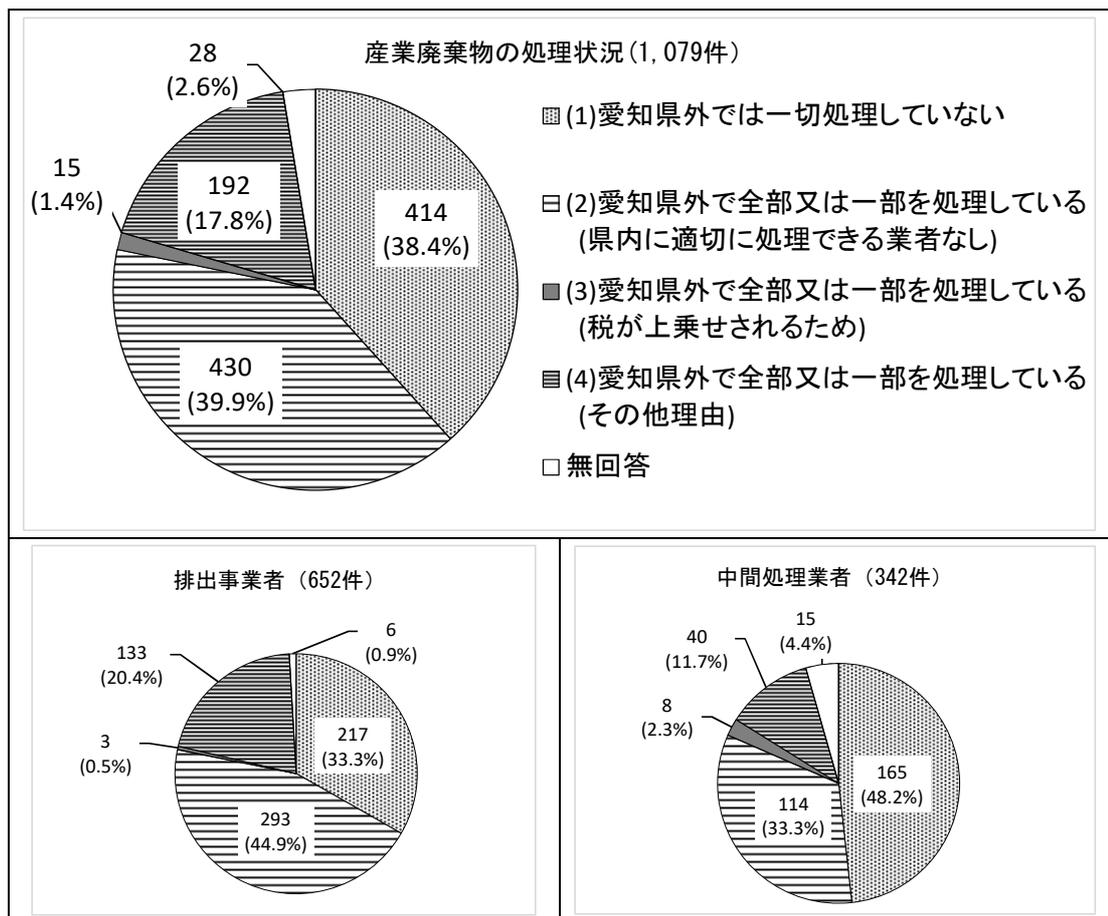
図-13 産業廃棄物税の負担に関する取扱

ウ 産業廃棄物の処理状況

産業廃棄物の処理状況(排出事業者及び中間処理業者)については、図－1 4に示すとおりであり、県外では一切処理していないと回答したのは38.4%(414件)、県外で全部又は一部を処理していると回答したのは59.0%(637件)であった。

県外処理の理由は、「県内に適切に処理できる業者無し」が全体の39.9%(430件)となっており、税が上乗せされることを理由に県外で処理するとした回答はほとんど無い。なお、「県外処理している」と回答した主な理由は、「課税後の価格を比較しても県外処理が優位」、「取引関係」、「技術的・物理的に適切な再生処理」、「安定型最終処分場が少ない(知らない)」等であった。

その他県外処理の主な理由としては、「処理料金が安価なため」、「排出事業者より指定があったため」、「事業所から処分場までの距離が近い」等となっている。



注:「産業廃棄物税に関するアンケート調査」(平成27年2月)結果

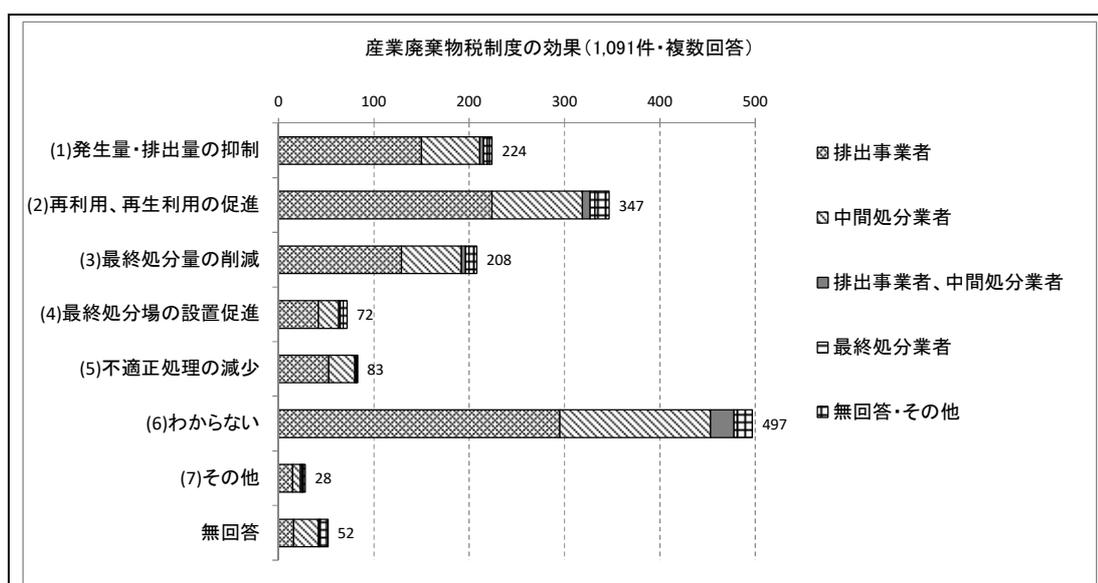
図－1 4 産業廃棄物の処理状況 (排出事業者及び中間処理業者)

エ 産業廃棄物税制度の効果

産業廃棄物税制度の効果については、図－15に示すとおりであり、効果があったと回答した中では、「再利用、再生利用の促進」が347件、「発生量・排出量の抑制」が224件で、3Rの促進につながったとした回答が延べ571件となった。「最終処分量の削減」も208件と回答が多かった。なお、全体では「わからない」とした回答が497件と最も多くなった。

「わからない」と回答した主な理由は、「定量的な数値等が示されていないため効果が分からなかった」、「税の効果によるものであるかはわからない」、「税による効果は、把握し辛い」等であった。

その他の主な回答としては、「効果はなかった」、「効果を感じないのは金額が安すぎる」、「排出事業者及び中間処理業者が支払っている中に産業廃棄物税が含まれていることを理解していない」、「行政よりリーフレットにより何に使われたか周知されているが、毎年具体的な使い道が周知されているのか不明」等となっている。



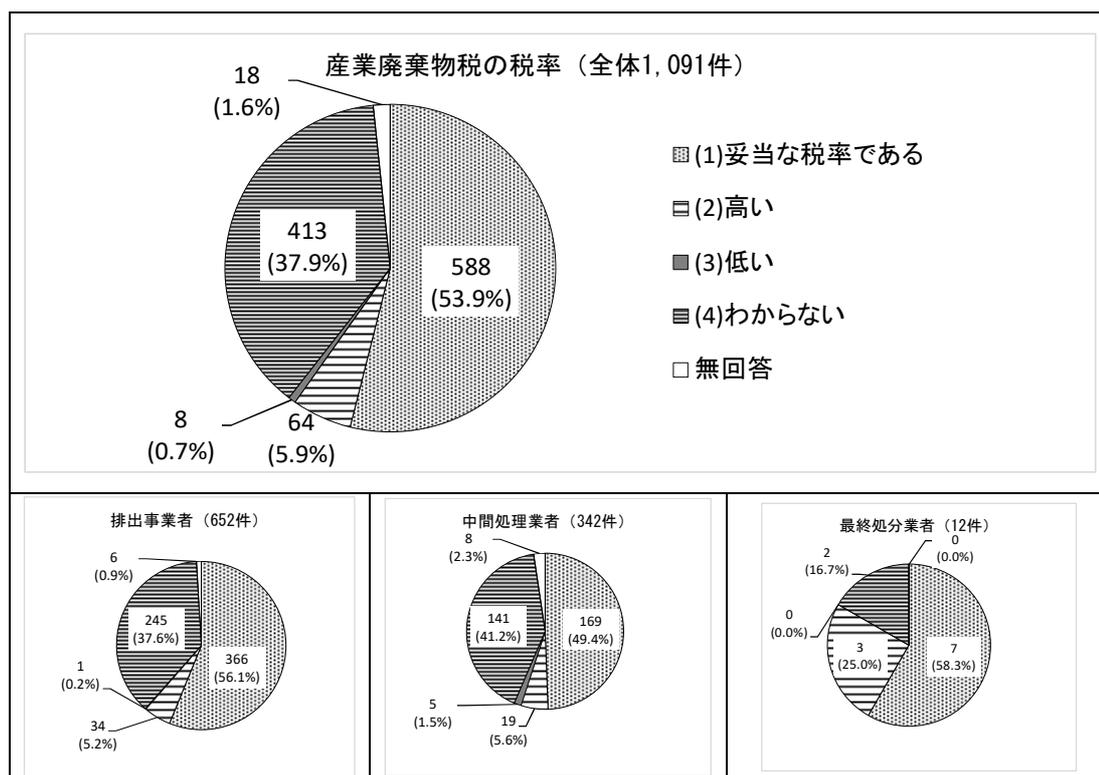
注:「産業廃棄物税に関するアンケート調査」(平成27年2月)結果

図－15 産業廃棄物税制度の効果

オ 産業廃棄物税の税率

現在の産業廃棄物税の税率については、図-16に示すとおりであり、「妥当である」との回答が53.9%（588件）であった。税率を「高い」と回答したのが5.9%（64件）、「わからない」と回答したのが37.9%（413件）であった。

税率を「妥当である」とした回答の割合は中間処理業者でやや低く、税率を「高い」とした回答の割合は最終処分業者で高くなっている。



注：「産業廃棄物税に関するアンケート調査」（平成27年2月）結果

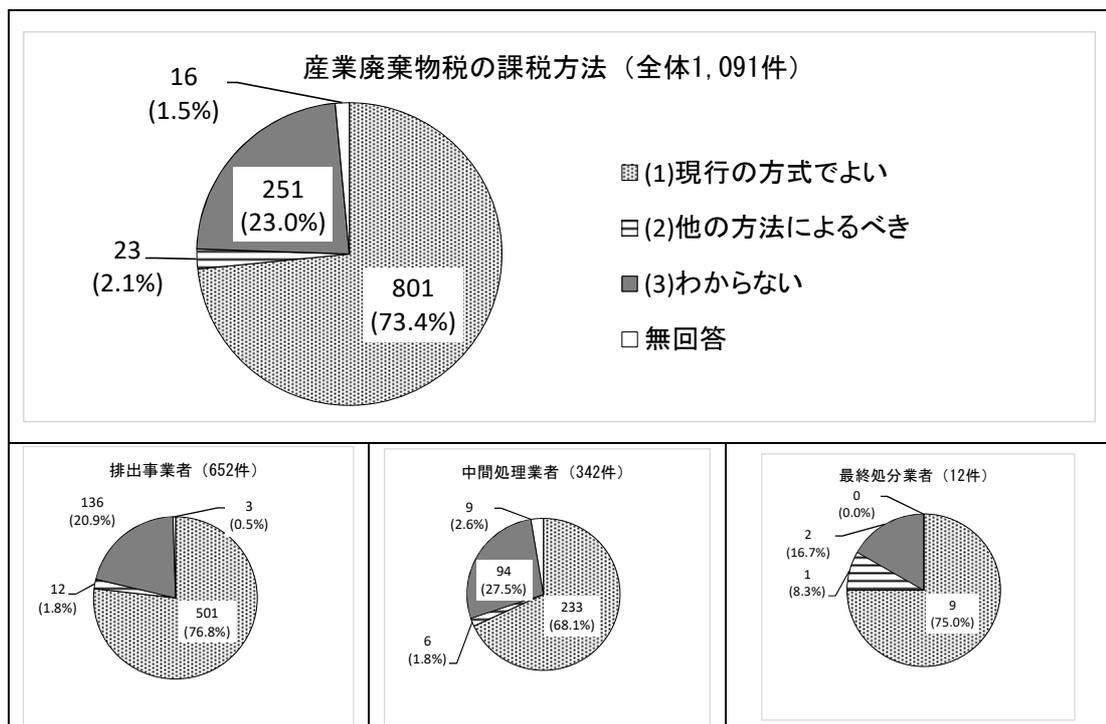
図-16 産業廃棄物税の税率

カ 産業廃棄物税の課税方法

産業廃棄物税の課税方法については、図－17に示すとおりであり、現行の方式で良いとの回答が73.4%（801件）であった。他の方法によるべきとの回答が2.1%（23件）あった。

この設問では、業種間で大きな差は無かった。

他の方法の主な回答としては、「排出段階課税方式」、「排出事業者に課税することで排出抑制につながることに」、「税率を下げることに」、「課税するのではなく予定排出量より多く排出された場合の対策を何もとらない者に対して罰則等の対応をするべき」等となっている。



注：「産業廃棄物税に関するアンケート調査」（平成27年2月）結果

図－17 産業廃棄物税の課税方法

キ 産業廃棄物税の活用施策

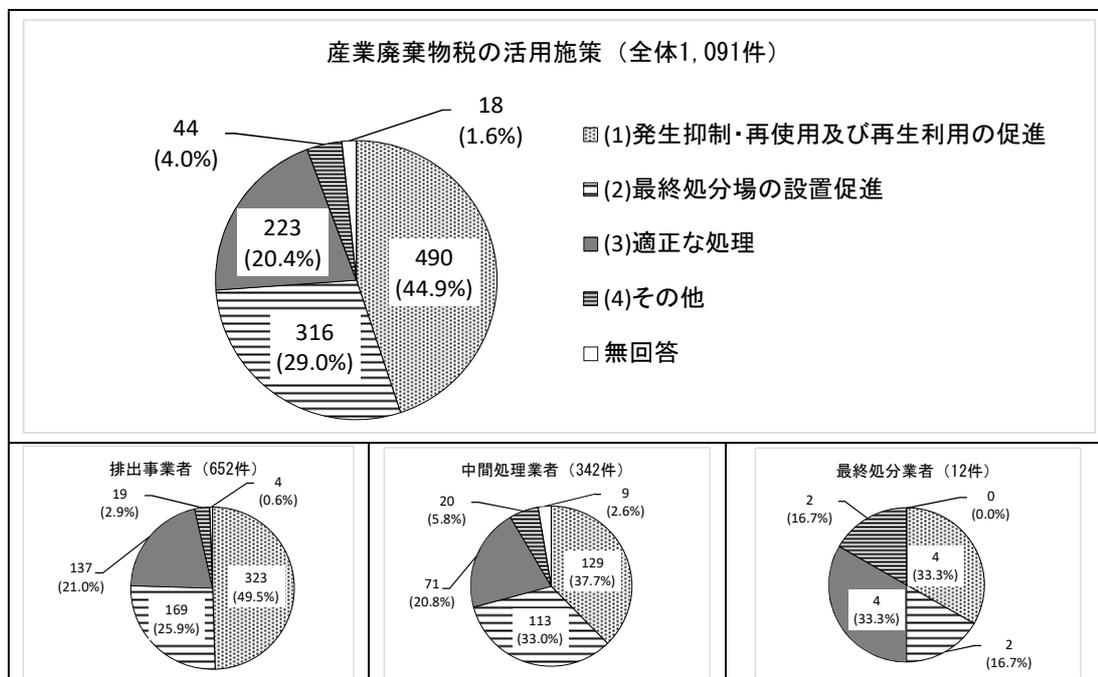
今後積極的に進めるべき産業廃棄物税の活用施策については、図-18に示すとおりであり、発生抑制・再使用及び再生利用の促進が44.9%（490件）、最終処分場の設置促進が29.0%（316件）、適正な処理が20.4%（223件）であり、現状の3つの使途で94.3%（1,029件）を占めることとなった。

排出事業者では「発生抑制・再使用及び再生利用の促進」とした割合が他業種より多く、中間処理業者では「最終処分場の設置促進」とした割合が他業種より多い。

衣浦港3号地最終処分場が供用開始されたにも関わらず「最終処分場の設置促進」と回答した主な理由は、「必要不可欠なインフラで、整備に莫大な時間、お金、作業等を要するものであり、必要な整備を計画的に進めるべきである」、「安定型最終処分場は不足している」、「特定の品目で、最終処分場の選択肢が少ない」、「公共関与の最終処分場は継続的に必要であり、官が率先して民のモデルとなるべきである」等であった。

その他の主な回答としては、「中間処理施設の整備費用への助成」、「不適正処理された産業廃棄物処理費用の助成」等となっている。

なお、前回調査においては、(1)66.7%、(2)14.2%、(3)12.1%、(4)5.0%であった。



注：「産業廃棄物税に関するアンケート調査」（平成27年2月）結果

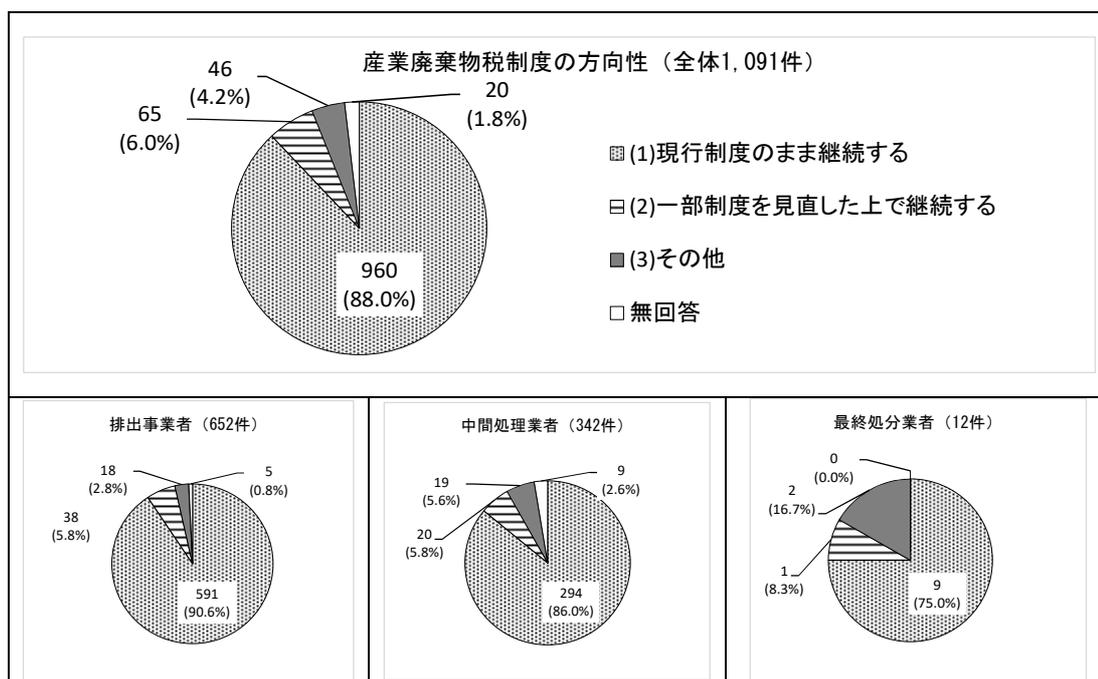
図-18 産業廃棄物税の活用施策

ク 産業廃棄物税制度の方向性

今後の産業廃棄物税制度の方向性については、図－19に示すとおりであり、「現行制度のまま継続する」との回答が88.0%（960件）、「一部制度を見直した上で継続する」との回答が6.0%（65件）で、合わせると94.0%（1,025件）が税制度継続に肯定的であった。

その他の主な回答としては、「税率の見直し」、「税率を下げるか、排出事業者が申告納入すべき」、「排出段階課税方式が良い」、「税金の用途目的をもっとアナウンスすべき」等となっている。

なお、前回調査においては、(1)85.2%、(2)8.8%、(3)2.7%であった。



注：「産業廃棄物税に関するアンケート調査」（平成27年2月）結果

図－19 産業廃棄物税制度の方向性

ケ その他

排出事業者や中間処理業者から寄せられたその他産業廃棄物税制度関係の主な意見については、表－9に示すとおりである。

表－9 その他産業廃棄物税制度関係の主な意見

業種区分	その他産業廃棄物税制度関係の主な意見
排出事業者	従業員に質問したところ、「知らない」という声が多かった。周知教育して欲しい。
排出事業者	社員の中での「産業廃棄物税制度」の認識レベルは低いため、良い制度であれば、広報、インターネットのHP等で積極的にアピールして欲しい。
排出事業者	税制度やその効果について、広くPRし、納税者の理解を深めることが重要と考える。
排出事業者	廃棄物税に関する県・市の取組について、多量排出事業者向けに分かりやすく教えて欲しい。
排出事業者	今回のアンケートを通じ、税制度を知ることができた。周知・再認識するきっかけになるので、定期的なアンケート調査は有効である。
排出事業者、 中間処分業者	混合物で引取る場合、最終処分量が把握しにくく、請求も難しく、中間処理業者へのしわ寄せが大きすぎるため、値上げや税制度が変化する際は、排出事業者に通知やキャンペーンして欲しい。
無回答	排出事業者の意識不足があるため、周知徹底して欲しい。
排出事業者	税制度で、どのような成果が上がったのかについて、具体的に公表して欲しい。
排出事業者	産業廃棄物税の使われ方や結果報告を発信して欲しい。
排出事業者	目的税として、状況に応じて税収を活用することに異論は無い。ただし、どのような施策に、どの程度の補助し、その効果はどうであったかを納税者が確認できることも必要と考える。
排出事業者、 中間処分業者	表現は難しいが、税金を使った効果が見えるよう（〇〇円→〇〇トン削減等）になると良い。
排出事業者	自社の産業廃棄物は原料又は商品にして、排出量を減らす努力をしなければならないと考えている。
排出事業者	汚泥と沈砂を排出しているが、産業廃棄物税の大小によって、排出量や処理方法を調整することは困難である。
排出事業者	間税課が自社最終処分場で埋立していないことを現地確認するが、実績は交付等状況報告書で確認すれば効率的である。
排出事業者	環境省や経済産業省が実施している特別会計における地方公共団体・事業者向け支援事業のように、廃棄物の発生抑制対策等の補助・委託等事業を実施すべきである。
排出事業者	産業廃棄物を再使用及び再利用することに必要な技術開発を行い、有効利用できる比率を増やして欲しい。
排出事業者	廃棄物最終処分場及び医療系焼却施設が不足している。最終処分場の残余年数が20年では不安であり、早期の行政主導による施設の設置促進が必要である。

注：「産業廃棄物税に関するアンケート調査」（平成27年2月）結果

以上のとおり、産業廃棄物税に関するアンケート調査結果から、現行の産業廃棄物税制度については、概ね定着・支持されているが、その目的や効果等については、認識度が低いことから、今後、更なる周知・啓発に努めていく必要があることが分かった。

4 今後のあり方についての検討

愛知県における産業廃棄物税導入後の産業廃棄物の状況、産業廃棄物税制度導入効果の検証、産業廃棄物税に関するアンケート調査結果等の現状分析した結果を踏まえ、検討項目ごとに現行税制度の見直しの必要性、今後の課題等、産業廃棄物税制度の今後のあり方についての検討結果については、表－10に示すとおりである。

表－10 産業廃棄物税制度の今後のあり方についての検討結果（1）

検討項目	検討結果
税制度の 効果の有無	<p>○ 経済指標である製造品出荷額等と発生量、排出量、再生利用量及び最終処分量の経年変化を比較すると、発生量、排出量は経済指標と同様の推移を示す一方、再生利用量は製造品出荷額等を上回る伸び率を示すとともに、最終処分量は経済指標の動向に関係なく減少しており、税制度の効果も考えられる。</p> <p>また、税制度未導入都県との比較では、排出量がほぼ横ばいの中、愛知県は再生利用率の増加や最終処分量の減少が優位な状況であり、税制度の存在がこの要因である可能性がある。なお、産業廃棄物税に関するアンケート調査結果から、再使用・再生利用の促進等、一定の効果はあったと考えられる。</p> <p>（課題）</p> <p>◇ 税制度導入後、埋立処分量は継続的に減少し再生利用率は増加しているが、発生量及び排出量は平成 21 年度の世界経済の影響と推察される大きな減少を除けば、横ばいからやや増加の傾向にあるため、引き続き、発生量及び排出量の削減対策を実施することが肝要である。</p> <p>◇ 産業廃棄物税に関するアンケート調査結果から、目的まで知っているのは約半分であり、最終処分業者に比べ排出事業者の比率が低いことから、排出事業者が税制度の効果を実感できるような充当事業の計画や効果・成果、税制度の更なる周知が必要である。</p>
課税対象・ 納税義務者	<p>○ 産業廃棄物税に関するアンケート調査結果から、現行の最終処分段階課税方式で良いとの意見が大部分を占めている。また、最終処分段階課税方式は、排出段階課税方式に比べ、全ての排出事業者にも簡素な仕組みで公平な負担と削減効果を求めることができることから採用している。なお、税制度を導入している 27 道府県のうち、最終処分段階課税方式は 25 道府県で採用されている。</p>

表－１０ 産業廃棄物税制度の今後のあり方についての検討結果（２）

検討項目	検討結果
課税標準・ 税率・ 徴収方法・ 税込状況・ 基金制度	<p>○ 税率は、納税者の負担度合や既に税制度を導入している他府県との均衡等を総合的に勘案した結果、1,000円／トンと設定している。産業廃棄物税は3Rの促進や最終処分場の設置促進、適正処理の推進に充てるために導入したものであるが、このうち、3Rの促進、適正処理の推進は、全ての者が直接便益を受ける施策であるため、自ら最終処分場を設置する者についても、応益性の観点から500円／トンを設定している。産業廃棄物税に関するアンケート調査結果からも、現行税制度には理解が得られている。</p>
使 途	<p>○ 産業廃棄物税に関するアンケート調査結果から、現行の3つの税の活用施策への回答が94.3%を占め、現在の使途が妥当との結果であった。中でも、発生抑制・再使用及び再生利用の促進が1番多く、次いで最終処分場の設置促進、適正な処理の順であった。それぞれの各事業は、いずれも産業廃棄物税の目的に合致した事業であり、毎年度、産業廃棄物適正処理基金を充当して適切に実施されている。</p> <p>(課 題)</p> <p>◇ 税充当事業については、その効果や成果を定量的に評価することを検討すべきである。</p> <p>◇ 産業廃棄物税に関するアンケート調査結果から、税の活用施策として最も積極的に進めるべき施策は、発生抑制・再使用及び再生利用の促進が最も多いため、3Rの促進につながる事業の拡充についての検討を行う必要がある。</p> <p>◇ 不法投棄物の撤去に税を充当することについては、まず、不適正処理案件を発生させないこと、状況を拡大させないことが基本である。しかし、不適正処理案件によっては、その取扱に憂慮するケースも見受けられることから、税を充当することに対して、納税者からの理解が得られるか慎重に検討すべきである。なお、土地所有者への周知等、更なる注意喚起を工夫していくことが望まれる。</p> <p>◇ 最終処分場の設置は、愛知県が持続的に発展していくために必要不可欠な施設である一方、事業期間が長期にわたることから、新たな最終処分場の設置促進に関する取組は計画的に進めるべきである。</p>

表－１０ 産業廃棄物税制度の今後のあり方についての検討結果（３）

検討項目	検討結果
使 途	<p>◇ 周知度の低い排出事業者への産業廃棄物税制度の更なる周知・啓発を図るため、業界団体や産業界等とも連携を図りながら、効果的なPRを検討すべきである。</p> <p>◇ 電子マニフェストを普及促進するため、導入説明会への職員の講師派遣や、産業廃棄物の適正処理に関するパンフレットに、電子マニフェストの利点を掲載する等、普及啓発に努めているが、更なる周知のほか、普及促進につながる検討が望まれる。</p>

以上のとおり、産業廃棄物税制度の今後のあり方について検討した結果から、現行の税制度には一定の効果・成果が見込まれる。また、税収の使途や税率、課税方法等についても、理解が得られている状況にある。一方、税制度の更なる周知、税充当事業の効果・成果の定量的評価、3Rの促進につながる事業の拡充等の課題も見受けられる。

5 取りまとめ

(1) 産業廃棄物税制度の今後のあり方

産業廃棄物税は、経済的負担による産業廃棄物の削減に対するインセンティブ・意識付けと、税収の活用による減量化・資源化の促進や処理施設の整備促進等の施策の遂行という両面の効果を有する経済的手法として導入されたものである。

産業廃棄物税に関するアンケート調査の結果、現行の税制度は概ね周知されており、課税目的等が十分に理解されていない面はあるが、税制度の存続については一定の理解が得られていると考えられる。

また、安定的な財源である税収を活用して、3Rの促進、最終処分場の設置促進及び適正処理の推進の3つを柱に各種事業が毎年度、税収の範囲内で適切に実施されている。

税の賦課による効果や税充当事業の成果は、税制度の導入をきっかけとして排出事業者による産業廃棄物の発生抑制や減量化・資源化の取組が進み、経済指標と比較しても産業廃棄物の発生量や排出量は抑制の傾向が認められる一方、再生利用量は増加、最終処分量は減少していることから、一定の効果・成果が得られていると考えられる。なお、税制度に関する納税義務者のより良い理解に向けて、理論的・実証的な分析も、今後の課題の一つである。

税制度の目的は、排出者責任の原則を堅持しつつ、廃棄物の発生抑制、減量化、資源化を通じて最終処分量を圧縮することにあるが、こうした取組は中長期的な観点から進められることが必要であり、次期廃棄物処理計画（平成29年度から33年度まで）の中で具体的な目標を設定し、施策の展開がなされるべきである。

以上のことから、本検討会議は、社会全体がより一層、廃棄物の発生を抑制し、再生利用量の増加や最終処分量の減少を目指す上で、現行税制度はその枠組みを変えることなく、引き続き、施行していくことが適当であると判断する。

なお、税制度の存続に当たっては、現状の課題への対応が望まれるとともに、今後も5年を目途に条例の施行状況等を勘案し、改めて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるべきである。

(2) 今後の取組

産業廃棄物税に関するアンケート調査の結果、税制度自体は概ね周知されているが、課税目的等の詳しい内容が十分に理解されていない状況があったため、税制度の定着等に向けて、産業廃棄物や最終処分場の状況、発生から最終処分までのプロセス、税制度の目的や効果等について県民や事業者に広く周知を図り、理解を得る取組が重要である。

○3Rの促進

今後、廃棄物そのものを発生させない発生抑制が最も重要である。環境対応への意識が高まる中で、製品開発時からの取組や工程の見直し等、排出事業者自身による発生抑制の取組が加速すると考えられるため、技術開発指導や環境マネジメントシステムの導入支援等を更に進める必要がある。

また、資源循環型社会の構築に向けて、引き続き、先導的かつ効果的な循環ビジネスの発掘、創出や技術開発への支援等に取り組むとともに、それらのビジネスや技術の普及・振興を図っていくことが重要である。

更には、地域等から排出される廃棄物の排出抑制やリサイクル等の推進に加えて、排熱等の未利用エネルギーやバイオマス等の未利用資源の活用を含めて、地産・地消により循環活用をするゼロエミッション・コミュニティ構想の事業化に資する施策に取り組むことも望まれる。

○最終処分場の設置促進

最終処分場の安定的な確保は、愛知県が持続的に発展していくための課題であることから、公共関与による信頼性の高い新たな最終処分場の確保を計画的に進めるとともに、事業期間が調査着手から供用開始まで長期にわたることから、早期に調査検討に着手することが重要であり、税収を有効に活用して、整備計画や調査検討等を進める必要がある。

また、設置に当たって、いわゆる嫌悪施設を受け入れることに対する地元からの生活環境の改善等、地域整備への期待に対して、限られた税財源の中でどのように対応できるか等についても考慮しなければならない。

○適正処理の推進

不法投棄や過剰保管等の不適正処理の未然防止や適正化に向けた指導・監視の強化を図るとともに、不適正処理を許さない地域づくりを目指して県民、事業者、関係業界、行政等が連携・協力して不法投棄等の未然防止対策の取組を更に進める必要がある。

また、電子マニフェストについても、産業廃棄物処理の透明性を高め、不適正処理を防止する方策として、一層の普及拡大を推進することが重要である。

更には、発生から最終処分までの一連の処理が適正に行われるようマニフェスト制度の徹底や適正な処理コストの負担を指導する等、排出事業者及び処理業者の処理責任を明確にしなければならない。

資料

○産業廃棄物税検討会議検討経過

区分	開催年月日	主 な 議 題
第1回	平成27年1月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物税制度について ・産業廃棄物税の使途について ・産業廃棄物の処理状況等について ・産業廃棄物税に関する検討課題について
第2回	平成27年3月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物税に関する検討課題について
第3回	平成27年7月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物税に関する検討課題について ・産業廃棄物税の導入後の状況及び今後のあり方について
第4回	平成27年9月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県産業廃棄物税検討会議報告書（案）について

○愛知県産業廃棄物税検討会議委員名簿

団 体 名 等	役 職 名	氏 名	備 考
名古屋大学大学院環境学研究科	教 授	黒 田 達 朗	座 長
中京大学経済学部	教 授	中 山 恵 子	副座長
一般社団法人愛知県建設業協会	専務理事	山 川 伸 次	
一般社団法人愛知県産業廃棄物協会	専務理事	安 藤 均	
愛知県中小企業団体中央会	専務理事	石 川 泰 三	
公益財団法人愛知臨海環境整備センター	専務理事	渡 邊 修	
一般社団法人中部経済連合会	常務理事	三 浦 司 之	
名古屋商工会議所	常務理事	内 川 尚 一	

(敬称略、関係団体は団体名の五十音順)